

平成30年度一般廃棄物最終処分場（地下水等）

1 設置主体名	利根東部衛生施設組合
2 施設名	一般廃棄物最終処分場

4 地下水等に係る確認項目

根拠	No	検査項目 周縁地下水又は シート下地下水	一律基準		採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日
			基準値 ※1	回数 (/年)	4月5日	4月5日	6月7日	6月7日	10月4日	10月4日		
					地下水採取場所 <sup>※2※3</sup> /地下水質 <sup>※4</sup>							
単位		地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)			
A	1	アルキル水銀	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出	
	2	総水銀	mg/l	0.0005	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	
	3	カドミウム	mg/l	0.01	1以上	< 0.0003	< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003	
	4	鉛	mg/l	0.01	1以上	< 0.005	< 0.005			< 0.005	< 0.005	
	5	六価クロム	mg/l	0.05	1以上	< 0.02	< 0.02			< 0.02	< 0.02	
	6	砒素	mg/l	0.01	1以上	< 0.005	< 0.005			< 0.005	< 0.005	
	7	全シアン	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出	
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出	
	9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	
	10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	
	11	ジクロロメタン	mg/l	0.02	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002	
	12	四塩化炭素	mg/l	0.002	1以上	< 0.0002	< 0.0002			< 0.0002	< 0.0002	
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	1以上	< 0.0004	< 0.0004			< 0.0004	< 0.0004	
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002	
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	1以上	< 0.004	< 0.004			< 0.004	< 0.004	
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	1以上	< 0.0006	< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006	
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	1以上	< 0.0002	< 0.0002			< 0.0002	< 0.0002	
	19	チウラム	mg/l	0.006	1以上	< 0.0006	< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006	
	20	シマジン	mg/l	0.003	1以上	< 0.0003	< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003	
	21	チオベンカルブ	mg/l	0.02	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002	
	22	ベンゼン	mg/l	0.01	1以上	< 0.001	< 0.001			< 0.001	< 0.001	
	23	セレン	mg/l	0.01	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002	
	24	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05	1以上	< 0.005	< 0.005					
	25	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002	1以上	< 0.0002	0.0002					
B	26	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以上		< 0.14	< 0.05				

- 注) 1. ※1 廃止の際の基準である。  
 2. ※2 地下水採取場所は、様式6-1のNo.6~10の記載「地点1(上)」、「地点2(下)」と、統一がとれていること  
 3. ※3 地下水採取場所が、埋立地上流「地点1(上)」と埋立地下流「地点2(下)」でない場合(例:地下水集排水設備)は、その旨適宜記入を要すること。  
 4. ※4 地下水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-10-ロ 別表第2 (S52.3.14)
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-1-ロ(H12.1.14)

平成29年度一般廃棄物最終処分場（地下水等）

1 設置主体名	利根東部衛生施設組合
2 施設名	一般廃棄物最終処分場

4 地下水等に係る確認項目

根拠	No	検査項目 周縁地下水又は シート下地下水	一律基準		採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	
			単位	基準値 ※1	回数 (/年)	4月13日	4月13日	6月8日	6月8日	10月12日	10月12日		
						地下水採取場所※2※3 / 地下水質※4							
					地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	
A	1	アルキル水銀	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出		
	2	総水銀	mg/l	0.0005	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005		
	3	カドミウム	mg/l	0.01	1以上	< 0.0003	< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003		
	4	鉛	mg/l	0.01	1以上	< 0.005	< 0.005			< 0.005	< 0.005		
	5	六価クロム	mg/l	0.05	1以上	< 0.02	< 0.02			< 0.02	< 0.02		
	6	砒素	mg/l	0.01	1以上	< 0.005	< 0.005			< 0.005	< 0.005		
	7	全シアン	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出		
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	未検出	1以上	< 未検出	< 未検出			< 未検出	< 未検出		
	9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005		
	10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005		
	11	ジクロロメタン	mg/l	0.02	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002		
	12	四塩化炭素	mg/l	0.002	1以上	< 0.0002	< 0.0002			< 0.0002	< 0.0002		
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	1以上	< 0.0004	< 0.0004			< 0.0004	< 0.0004		
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002		
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	1以上	< 0.004	< 0.004			< 0.004	< 0.004		
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	1以上	< 0.0005	< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005		
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	1以上	< 0.0006	< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006		
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	1以上	< 0.0002	< 0.0002			< 0.0002	< 0.0002		
	19	チウラム	mg/l	0.006	1以上	< 0.0006	< 0.0006			< 0.0006	< 0.0006		
	20	シマジン	mg/l	0.003	1以上	< 0.0003	< 0.0003			< 0.0003	< 0.0003		
	21	チオベンカルブ	mg/l	0.02	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002		
	22	ベンゼン	mg/l	0.01	1以上	< 0.001	< 0.001			< 0.001	< 0.001		
	23	セレン	mg/l	0.01	1以上	< 0.002	< 0.002			< 0.002	< 0.002		
	24	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05	1以上	< 0.005	< 0.005						
	25	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002	1以上	<				< 0.0002	< 0.0002		
B	26	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以上			< 0.22	< 0.05				

- 注) 1. ※1 廃止の際の基準である。  
 2. ※2 地下水採取場所は、様式6-1のNo.6~10の記載「地点1(上)」、「地点2(下)」と、統一がとれていること  
 3. ※3 地下水採取場所が、埋立地上流「地点1(上)」と埋立地下流「地点2(下)」でない場合(例:地下水集排水設備)は、その旨適宜記入を要すること。  
 4. ※4 地下水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-10-ロ 別表第2 (S52.3.14)
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-1-ロ(H12.1.14)

平成28年度一般廃棄物最終処分場（地下水等）

1 設置主体名	利根東部衛生施設組合
2 施設名	一般廃棄物最終処分場

4 地下水等に係る確認項目

根拠	No	検査項目 周縁地下水又は シート下地下水	一律基準		採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	採水日	
			基準値 ※1	回数 (/年)	4月7日	4月7日	6月2日	6月2日	10月13日	10月13日			
					地下水採取場所 <sup>※2※3</sup> /地下水質 <sup>※4</sup>								
単位		地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)	地点1(上)	地点2(下)		
A	1	アルキル水銀	mg/l	未検出	1以上	= 未検出	= 未検出			= 未検出	= 未検出		
	2	総水銀	mg/l	0.0005	1以上	> 0.0005	> 0.0005			> 0.0005	> 0.0005		
	3	カドミウム	mg/l	0.01	1以上	> 0.0003	> 0.0003			> 0.0003	> 0.0003		
	4	鉛	mg/l	0.01	1以上	> 0.005	> 0.005			> 0.005	> 0.005		
	5	六価クロム	mg/l	0.05	1以上	> 0.02	> 0.02			> 0.02	> 0.02		
	6	砒素	mg/l	0.01	1以上	> 0.005	> 0.005			> 0.005	> 0.005		
	7	全シアン	mg/l	未検出	1以上	= 未検出	= 未検出			= 未検出	= 未検出		
	8	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	未検出	1以上	= 未検出	= 未検出			= 未検出	= 未検出		
	9	トリクロロエチレン	mg/l	0.03	1以上	> 0.0005	> 0.0005			> 0.0005	> 0.0005		
	10	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01	1以上	> 0.0005	> 0.0005			> 0.0005	> 0.0005		
	11	ジクロロメタン	mg/l	0.02	1以上	> 0.002	> 0.002			> 0.002	> 0.002		
	12	四塩化炭素	mg/l	0.002	1以上	> 0.0002	> 0.0002			> 0.0002	> 0.0002		
	13	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.004	1以上	> 0.0004	> 0.0004			> 0.0004	> 0.0004		
	14	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1	1以上	> 0.002	> 0.002			> 0.002	> 0.002		
	15	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04	1以上	> 0.004	> 0.004			> 0.004	> 0.004		
	16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	1	1以上	> 0.0005	> 0.0005			> 0.0005	> 0.0005		
	17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.006	1以上	> 0.0006	> 0.0006			> 0.0006	> 0.0006		
	18	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002	1以上	> 0.0002	> 0.0002			> 0.0002	> 0.0002		
	19	チウラム	mg/l	0.006	1以上	> 0.0006	> 0.0006			> 0.0006	> 0.0006		
	20	シマジン	mg/l	0.003	1以上	> 0.0003	> 0.0003			> 0.0003	> 0.0003		
	21	チオベンカルブ	mg/l	0.02	1以上	> 0.002	> 0.002			> 0.002	> 0.002		
	22	ベンゼン	mg/l	0.01	1以上	> 0.001	> 0.001			> 0.001	> 0.001		
	23	セレン	mg/l	0.01	1以上	> 0.002	> 0.002			> 0.002	> 0.002		
	24	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05	1以上	> 0.005	> 0.005						
	25	塩化ビニルモノマー	mg/l	0.002	1以上	> 0.0002	> 0.0002						
B	26	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以上			> 0.2	> 0.048				

- 注) 1. ※1 廃止の際の基準である。  
 2. ※2 地下水採取場所は、様式6-1のNo.6~10の記載「地点1(上)」、「地点2(下)」と、統一がとれていること  
 3. ※3 地下水採取場所が、埋立地上流「地点1(上)」と埋立地下流「地点2(下)」でない場合(例:地下水集排水設備)は、その旨適宜記入を変えること。  
 4. ※4 地下水質において、定量下限値未満の場合は、左欄に“<”を記載し右欄に定量下限値を記載すること。

<根拠法令等>

A	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	1-2-10-ロ 別表第2 (S52.3.14)
B	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令	1-1-ロ(H12.1.14)